

2024年度

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書

(公認会計士法施行規則第95条及び第96条対応)

目 次

I	監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要	
	1. 最高経営責任者からのメッセージ	2
	2. 事務所概要	3
II	経営管理の状況等	
	1. 品質管理基盤	4
	2. 組織・ガバナンス基盤	10
	3. 人的基盤	14
	4. IT基盤	15
	5. 財務基盤	16
	6. 国際対応基盤、その他	16
	7. AQI（監査品質の指標 Audit Quality Indicator）	17
	監査法人のガバナンス・コードの適用状況	18

I 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 最高経営責任者からのメッセージ

双葉監査法人は、会計・監査の専門家としての社会的役割を自覚し、監査業務をとおして社会の期待に応えることを経営理念としています。また、双葉監査法人では、担当パートナーが被監査会社等に積極的に往査して良好なコミュニケーションと迅速かつ適確な意思決定を行うことを目指しています。この理念が双葉監査法人の根底にあり、全構成員に共有されています。社会のインフラとして監査法人が資本市場において機能し役割を果たしていくことが重要だと強く認識しています。

(1) 経営理念・行動指針

経営理念及び行動指針について下記のとおり定めています。

(経営理念)

当監査法人の経営理念として以下の3つのポリシーを示すものとする。

- ・監査制度の社会的信頼を確保するために、職業専門家としての社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資すること
- ・すべての監査業務の品質が保持されなければならないことが当監査法人の最優先事項であること
- ・独立不偏の第三者として絶えず職業的専門家としての懐疑心を以って業務を遂行すること

(行動指針)

当監査法人では、当監査法人の構成員が共通に保持すべき職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を実践するための責任や行動の指針として、以下を品質管理方針として定める。

(2) 品質管理方針

- ・経営理念を踏まえて自らを律し、率先して範を示す行動を実践すること
- ・独立性の阻害要因を排除し、経営理念を実践できる環境を整備すること
- ・自由闊達なコミュニケーションを推奨し、そのための環境を整備すること
- ・専門要員に対する適時適切な教育、指示、監督及び査閲を重視すること

(3) 監査品質向上への取組みに対する考え方

双葉監査法人にとって、顧客、人材等の経営基盤と監査の品質は車の両輪です。どちらが欠けても監査法人経営は成り立ちません。監査の品質向上は監査法人において必須の事項です。社会的インフラである監査制度において監査法人を継続していくために、監査の品質向上に向けた取り組みを継続していくことが必要であることを強く認識しています。

統括代表社員

双葉監査法人

2. 事務所概要

2025年6月30日現在

名称

双葉監査法人

<https://www.futaba-audit.com/>

所在地

東京都新宿区新宿2-4-6 フォーシーズンビルアネックス

沿革

1993年10月 井上斎藤英和監査法人と監査法人朝日新和会計社が合併し、朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）となる
 1998年 4月 旧井上斎藤英和監査法人のメンバーが分離独立し、東京都新宿区西新宿7-2-10 栄立新宿ビルにて双葉監査法人を創立
 2008年 7月 東京都新宿区西新宿7-5-8 GOWA西新宿5階に移転
 2010年 9月 東京都新宿区西新宿7-8-12 昇立西新宿ビルに移転
 2024年 2月 現所在地に移転

上場会社等監査人登録事務所（登録上場会社等監査人）

<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

人員

代表社員 6名、社員 1名、非常勤専門要員 20名、職員 1名

社員紹介

統括代表社員	菅野 豊
代表社員	庄司弘文
	平塚俊充
	富樫郁夫
	三澤卓也
	岩野裕司
社員	梅澤茂仁

被監査会社等

金商法・会社法監査 6
 (五十音順)

コロンビア・ワークス株式会社
 ティアンドエスグループ株式会社
 株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
 平和紙業株式会社
 堀田丸正株式会社（現 Bitcoin Japan 株式会社）
 株式会社毎日コムネット

学校法人監査	13
労働組合監査	2
任意監査	5

II 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理の方針

① 諸法令・基準等

当監査法人では、品質管理規程において、当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すべきことを定めています。

② 内部規程

内部規程として、品質管理規程、審査規程及び審査実施細則を整備し運用しています。

③ モニタリング

監査業務の品質管理システムのモニタリングとして、日本公認会計士協会の中小事務所等施策調査会から公表されている「品質管理のシステムの監視に関するガイド」に準拠した日常的監視並びに定期的検証を実施しています。

日常的監視は、最高経営責任者が上半期及び下半期の年2回実施し、その結果を社員会に報告します。

定期的検証は、完了した監査業務から2業務を選定し、社員会によって社員から選任された担当者が実施し、その結果を品質管理担当責任者に報告し、品質管理担当責任者から社員会に報告します。

モニタリングの結果、改善が必要な事項が発見された場合には、必要な対応を社員会で協議し、監査業務の担当者に指示し、改善を図ります。

(2) 監査品質管理組織の概要

① 経営機関

当監査法人の経営機関は、全社員で構成される社員会です。社員会は、最高意思決定機関として、監査法人を組織的に運営するということを基本的な役割としています。

② 責任及び役割

当監査法人は、品質管理規程において、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、最高経営責任者が、当監査法人の品質管理のシステムの最終的な責任を負うこととしています。監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負っています。

③ 総括代表社員

当監査法人では、品質管理の最終的な責任者である最高経営責任者として菅野 豊統括代表社員を任命しています。

④ 品質管理担当責任者

統括代表社員のもとで実際の品質管理業務を行う責任者が品質管理担当責任者です。当監査法人は小規模のため上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置は行っておらず、専担者として代表社員から品質管理担当責任者1名を社員会において選任しています。また、専担者と上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性を確保するため、専担者による上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を制限しています。ただし、上場会社等の監査業務から完全に離れることは、かえって品質管理能力の低下につながると考えられるため、監査業務との兼務を認める場合がありますが、当該監査業務に関しては、関与のない他の社員が品質管理を行うこととしています。

当監査法人では、品質管理担当責任者として平塚俊充代表社員を選任しています。

⑤ 統括代表社員と品質管理担当責任者

統括代表社員と品質管理担当責任者は、頻繁に連絡・報告・協議を行い、品質管理に関する問題点を絶えず共有し、重要事項を社員会に諮ります。また、社員会で決定した事項に関して必要な対応を行う役割も担います。

これらの活動の一環として、原則として毎月メールマガジン「Futaba通信」を配信し、統括代表社員と品質管理担当責任者からのメッセージを全専門要員に伝達しています。社員会での決定事項、法人の方向性や考え方、その時々の監査上の問題点やそれらに対して法人の求めている姿勢、研修に関する情報などを、読み手に内容が浸透するよう、平易な言葉を用いて記載を行っています。また、その内容について、各監査の現場で意見交換を行い、専門要員からの意見を担当社員が社員会で報告し、必要に応じたフィードバックを行うという、双方向のコミュニケーション・ツールとして活用しています。これらが、監査法人のトップの姿勢、価値観、考え方や行動の指針、職業的懐疑心等を十分に保持・発揮させるための適切な動機付けに貢献しているものと考えています。

⑥ 社員会

最高意思決定機関である社員会は、原則として毎月1回の定時社員会と必要に応じて開催される臨時社員会があります。品質管理規程や審査規程、審査実施細則といった監査業務に関する重要な規程の改正も社員会で行います。

監査のリスクは、監査対象会社のその時々の状況によって変化します。当監査法人では、これらの監査上のリスクに適切に対処することが資本市場の期待に応えることだと認識し、会社の置かれた状況に重要な変化があれば、前述の臨時社員会も適宜開催し、様々な観点から議論を行い、監査手続のみならず、監査契約の在り方も含めた慎重な判断を行っています。当監査法人では、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしているため、社員が頻繁に監査現場に往査します。そのため、社員と被監査会社等及び専門要員との距離が近く、監査現場での監査リスクの把握と対応を適時に行うことが可能となっています。

新規の監査業務の受嘱に関しても、その可否は社員会で審議します。当監査法人の品質管理体制や専門要員の陣容で対応できないリスクがあると判断した場合には、受嘱を行うことはできません。また、前述のようなリスクの変化によって監査契約の継続の可否を審議するのも社員会の役割になります。

（3）職業倫理の遵守及び独立性の確保

① 職業倫理及び独立性に関する方針・手続

当監査法人では、倫理規則等に定める独立性に関する規定を遵守するほか、品質管理規程に独立性保持に関する事項を定め、独立性に関する確認書の徵取、情報の収集及び伝達、大会社等にかかる監査業務のローテーション等を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規定を遵守することを合理的に確保しています。また、インサイダー取引の防止に関する「インサイダー取引防止規程」を定めています。

② 職業倫理に関する研修

職業倫理に関しては、日本公認会計士協会のCPD（継続的専門能力開発）制度で研修受講による必要単位の取得が義務付けられており、当監査法人では、法人主催の研修会におけるカリキュラムに含めています。また、日本公認会計士協会の倫理規則が改正された場合には、その内容を品質管理研修の内容に含めて周知を行っています。インサイダー取引の防止に関する研修については全専門要員に対して履修を必須としています。

③ 独立性確認調査

監査は独立の第三者によって行われることが大前提であることから、当監査法人でも独立性の遵守は最重要事項としています。

当監査法人では、毎年7月1日を基準日とした独立性確認のための利害関係調査を全専門要員に対して行っています。対象は当監査法人のすべての監査対象であり、非営利法人や任意監査対象も含みます。また、兄弟会社などの関連事業体も含みます。インサイダー取引に関しては、法人の定める規程を遵守する等を宣誓した「インサイダー取引防止に関する誓約書」を全専門要員から入手しています。この調査の後に独立性に関する変更が生じた場合には、直ちに報告することとしています。新規の監査業務受嘱の検討に際しては、紹介があった時点で全専門要員に対して独立性の確認を行っています。当監査法人では、独立性及びインサイダー取引防止規程に抵触する事案は過去に発生していません。

④ 非監査業務の受嘱

当監査法人では、非監査業務について、被監査会社等の誠実性、リスクの程度及び倫理規則等を遵守できるかどうか等を評価した結果に基づき、原則として社員会の承認を得て受嘱することができるものとしています。監査業務を提供している公認会計士法上の大会社等に対しては、当監査法人の規模から、倫理規則の要求する独立性の要件を具備することが困難な場合が多いと考えられるため、コンフォートレター作成業務等、倫理規則等で同時提供が禁止される非監査業務として規制されるものではないと考えられる業務として例示されている業務に限り提供できるものとしています。

（4）監査責任者のローテーション制度

監査業務のローテーションについては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に基づいて、ローテーションの方針及び手続にかかる規程として品質管理規程に監査業務の担当者の長期間の関与に関する方針及び手続を定めています。また、担当社員の関与年数、他業務での経験・能力等を考慮してローテーション表を作成して適切な管理を行っています。

(5) 契約の新規締結及び更新

当監査法人では、監査契約の新規締結及び更新については、監査に関する品質管理基準、日本公認会計士協会の実務指針等を遵守した内部規程に従い、契約リスクの評価を実施した上で、最終的には社員会の承認により決定しています。契約リスクの評価に際しては、十分な情報を入手して検討を実施し、誠実性に問題のない被監査会社を選定しています。

監査責任者は、監査契約の新規締結及び更新が上記方針と手続に従って適切に行われていることを確かめ、その判断に影響を及ぼす情報がある場合は、監査法人に伝達することとしています。

(6) 監査業務の実施

① 監査責任者

当監査法人では、監査責任者の選任に関して品質管理規程に、監査責任者の氏名・職責の被監査会社等経営者及び監査役等への伝達、監査責任者がその職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること、職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることの確認、監査責任者の責任の明確化と各監査責任者への伝達を定め、社員会において選任しています。

② 監査チームのメンバー

監査チームのメンバーの選任と必要とされる監督の程度の決定において、監査チームのメンバーについて、品質管理規程上、業務の内容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事及び適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解度、ＩＴの知識及び会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識、被監査会社等が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力、当監査法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解といった検討事項を定め、社員会において選任しています。

③ 体制の適切性

当監査法人では、被監査会社等の監査リスクについて、新規受嘱時及び年度の契約更新時において評価を行っており、現状の品質管理体制で対応困難な業務は受嘱しない方針を採っています。監査品質維持・向上の最も重要なファクターは、監査を担当する専門要員の職業的懐疑心の保持発揮であり、監査現場での違和感に対して、それらを払拭するまで監査手続を実施することであると考えています。そのため、当監査法人では法人内のメールマガジンや研修会においてその重要性を各専門要員に伝達しています。

④ 独立性の遵守

当監査法人では日本公認会計士協会が定める倫理規則を遵守するほか、研修会等での説明を通じて、当監査法人及び専門要員がこれらの規程を遵守することを合理的に確保しています。監査責任者は、上記規定を遵守するとともに、監査業務の各局面において監査チームのメンバーがこれらを遵守していることを確かめることとしています。

⑤ 業務執行社員による適切な指示・監督及び査閲

当監査法人は非常勤専門要員の割合が高いため、監査現場に業務執行社員が頻繁に往査し、監査業務を管理統率しています。これにより、非常勤専門要員に対する適切な指示、監督及び査閲が可能な体制となっています。また、この特性を活かした全構成員による自由なコミュニケーションが可能となっています。社員による被監査会社や専門要員との意見交換の機会が多く、監査業務の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行う環境にあります。風通しがよく、円滑なコミュニケーションを図ることができる事が監査の品質にも寄与していると考えています。

(7) 審査の方針及び手続

当監査法人では、品質管理規程に監査業務の審査に関する規定を定めるほか、審査規則及び審査実施要領を定め、これらの規定に従って適切な審査が行われていることを確かめています。監査責任者は、上記規程に従って監査業務に係る審査を受け、その内容及び結論を文書化しています。

当監査法人では、すべての監査業務について審査担当者を選任し、計画時及び意見表明時に審査を受審することとしています。審査担当者は、社員会において経歴等を考慮したうえで適格性を有していると判断された社員を選任しています。

(8) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、品質管理規程に、監査上の判断の相違に関する規定を定め、監査責任者がこの規定に従って判断の相違を適切に解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしています。

(9) 専門的な見解の問い合わせ

当監査法人では、品質管理規程に、専門的な見解の問合せに関する規定を定め、監査責任者がこれを遵守していることを確かめています。

監査業務を遂行するに当たって、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に遭遇した場合は、専門的な見解の問合せを実施します。当監査法人では、会計や税務に関して、いくつかの事例を示し、監査チームでの判断に困難が伴う重要な事項については、予め選任した専門的な見解の問合せ先に問合せを実施することとしています。会計・監査に関しては、品質管理担当責任者である平塚俊充代表社員が、税務に関しては、税理士としての経験が豊富な三澤卓也代表社員が問合せ先として選任されています。

不正事案や法律的な助言を必要とする事案に関しては、必要に応じて法律の専門家に照会を行える体制を探っています。

(10) 監査調書の不適切な変更防止のための体制

当監査法人では、監査ファイルの電子化を行っていないため、紙媒体の監査調書の不適切な変更を防止するために、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で、シリアル番号の付されたセキュリティテープで封印を行うことによって監査調書への物理的なアクセスを制限し、台帳による管理を行っています。封印後の監査調書は施錠したロッカー内に保管し、定期的に外部倉庫に移送して所定の期間保存しています。

(11) 法人内外からの通報制度

当監査法人の内外から法令違反行為等に関する情報を入手し、厳正に対処する仕組みとして内部通報制度を設けています。具体的には、「内部通報規程」を規定し、また、監査業務等に関する法人内外の情報受付窓口として、「監査ホットライン」を開設しています。「監査ホットライン」では、当監査法人の被監査会社等に係る不正・粉飾、法令違反、独立性違反、インサイダー取引等に関する情報を受け付けています。

(12) 品質管理システムの監視

当監査法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対応するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用するにあたって、品質管理規程において監査事務所のリスク評価プロセスを定めています。この品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、品質管理規程においてモニタリング及び改善プロセスを定めています。

具体的には、日本公認会計士協会監査・保証基準委員会「品質管理基準報告書第1号 実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の様式を利用しています。

最高経営責任者による評価は、次項（13）の日本公認会計士協会による品質管理レビューによる指摘があったものの、当該不備事項についての改善を実施したことにより、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供している旨の結果となっています。

(13) 外部機関によるモニタリング

日本公認会計士協会による品質管理レビュー（通常レビュー）

① 品質管理レビュー制度の概要

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

② 品質管理レビュー報告書の交付年月

当監査法人は、2025年3月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

③ 実施結果

当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のある実施結果」でした。

重要な不備事項の概要は次のとおりです。

(1) 審査

監査事務所は、「審査規程」及び「審査実施細則」において、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、審査担当社員の審査に加えて、審査委員会の審査を受審することを定めている。しかしながら、継続企業の前提に重要な疑義が認められると判断しているにもかかわらず、審査委員会の審査を受審していない監査業務がある。

このため、監査事務所が定めた品質管理システムを構成する必要な方針と手続の実施状況が不適切又は不十分な事実が認められ、その程度が重要であると認められる。

上記の結果に対して、当監査法人は2025年6月末までに改善計画に基づいた改善措置を実施しました。2025年11月には、上記品質管理レビューの一環として改善状況の確認レビューを受審し、当該重要な不備事項に対する改善措置を講じたことが確認されました。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

① 基本的な考え方

当監査法人の社員は7名、非常勤専門要員と合わせて30名弱の規模です。また、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしており、社員が頻繁に監査現場に往來します。そのため、この特性を活かした全構成員による自由なコミュニケーションが可能となっています。社員による被監査会社等や非常勤専門要員との意見交換の機会が多く、監査業務の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行う環境にあると考えています。

② 社員会の役割・機能

II 経営管理の状況等 1.品質管理基盤 (2) 監査品質管理組織の概要で説明したとおり、当監査法人において最高意思決定機関は社員会であり、法人運営の重要事項はすべて社員会で決定します。社員会は、決定事項を専門要員に伝達するだけでなく、専門要員からの意見を反映する次のような機能も有しています。

社員会で議論し、決定した事項のうち他の専門要員に伝達が必要な事項は、各社員が各監査チームに伝達します。また、これをサポートするために、メールマガジン「Futaba通信」を原則として毎月発行し、監査現場での議論の話題を提供しています。監査チームでの議論の結果、法人の運営に必要と思われる事項は、各社員から社員会にフィードバックが行われます。

③ 独立性を有する第三者

i 選任

当監査法人では、監査法人のガバナンス・コード 原則3に従って、独立性を有する第三者を選任しています。監査人としての経験が豊富であること、監査法人の経営経験が豊富であること、当監査法人の監査対象会社等の業態に精通していること等を評価の基準として判断した結果、公認会計士の後藤員久氏を選任し、就任をいただいているいます。

後藤氏は、中央新光監査法人国際部(現 PwCあらた有限責任監査法人)に入所後、英和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)で会計監査に12年間従事されました。金融グループでグローバル企業のサポートを経験後、株式公開グループに異動し、上場準備のための資本政策や経営管理体制構築のためのコンサルティングに従事後退所。清友監査法人に入所し、代表社員として株式上場準備中の中堅・新興企業の監査、金融商品取引法監査、会社法監査、その他学校法人等の非営利法人に対する法定監査に20年間従事するなど、様々な業務や監査法人運営に関する知見を有しています。現在は中和有限責任監査法人の代表社員ですが、同法人は上場会社等監査人登録事務所ではなく、この点で当監査法人の業務と競合しないことも選任の理由となっています。

ii 独立性に関する考え方

独立性を有する第三者における独立性については、類似の役割を持つ株式会社における社外役員(以下「社外役員」という。)に関する会社法第2条第15号、第16号の社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」などを参考に勘案しています。

第三者としての機能を発揮するため、当監査法人の監査対象会社等及び当監査法人と利害関係がないことはもとより、当監査法人に在籍したことのない人材であることを選任の条件としています。後藤員久氏に対しては、「1. 品質管理基盤 (3) 職業倫理の遵守及び独立性の確保」に記載の独立性確認調査を実施し、就任依頼に当たって守秘義務についての確認を行っています。

iii 期待する役割

小規模組織はコミュニケーションを比較的密に行え、小回りが利くというメリットがある半面、ともすると客観的な視点を失いがちになるというデメリットがあります。外部からの客観的な視点で監査法人の運営の様々な局面に対する率直な意見を聞き、その知見を活かすことが独立性を有する第三者選任の中心的な目的です。

独立性を有する第三者に期待する役割と実績は以下のとおりです。

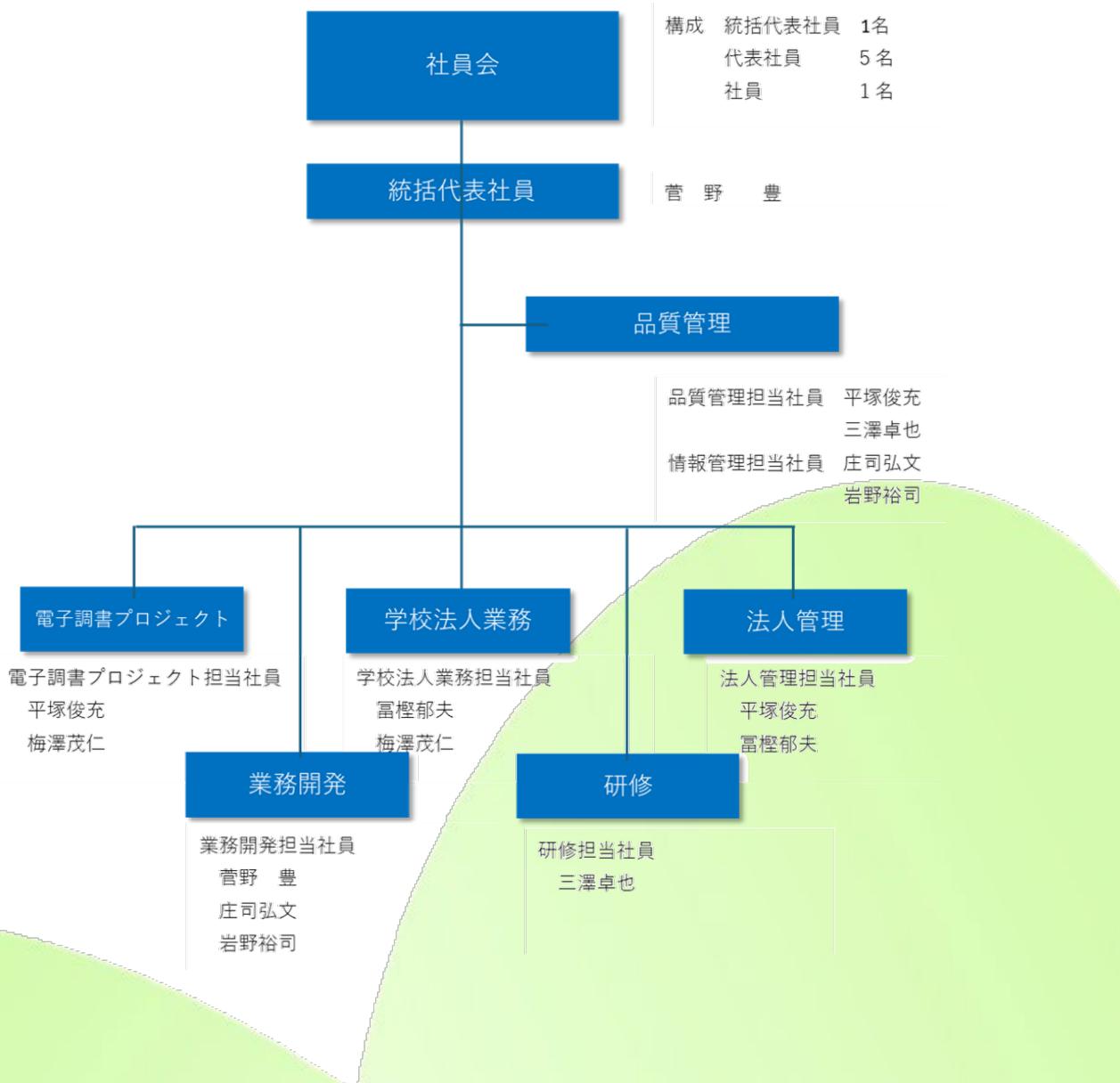
- 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
 - 毎月開催される定時社員会にはすべて出席を依頼し、都度、経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受けています。また、すべての社員会議事録を閲覧に供し、議事録作成に関する助言・提言を受けています。
- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
 - 業務運営改善のためのアクションプラン策定段階で助言・提言、実施状況の評価への関与を受けています。
- 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
 - 代表社員1名の退任に際して、退職金決定過程に関する助言・提言を受けています。
- 法人内の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
 - 法人内研修への参加、社員会における人事評価シートの改訂等の議論への参加を通じて、都度、助言・提言を受けています。
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価の関与
 - 当監査法人の内部通報制度の整備・運用に関して、規程上の助言・提言を受けています。
- 被監査会社、株主その他の資本資料の参加者等との意見交換への関与
 - 日本公認会計士協会の運営する「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」上で公開するトップメッセージ動画作成に際して、助言・提言を受けています。

iv 環境の整備

独立性を有する第三者が助言や提言の機能を実効的に果たすため、当監査法人では、社員会への参加が可能となるよう、事前に開催を通知し、社員会資料を提供しています。また、社員会議事録を閲覧に供しています。当年度の独立性を有する第三者の定時社員会への出席率は100%となっています。

(2) 組織図と各機関の役割

① 組織図 (2025年6月30日現在)



② 各機関の役割

i 社員会

全社員で構成される最高経営意思決定機関であり、組織図上のすべての担当業務は社員会で議論されます。詳細は **II 経営管理の状況等 1.品質管理基盤 (2) 監査** 品質管理組織の概要 及び **2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンス** に対する基本的な方針 をご参照ください。

また、法人内外からの有用な情報や、監査法人のガバナンス・コードの運用状況などの評価結果についての議論を行い、当年度はこれらの活動によって業務運営改善のためのアクションプラン策定を行いました。

ii 統括代表社員

当監査法人の最高経営責任者であり、品質管理に関する最終責任者でもあります。

iii 品質管理

当監査法人は小規模のため、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ確実に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置は行っておらず、専担者として代表社員から品質管理担当責任者1名を社員会において選任しています。また、専担者と上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性を確保するため、専担者による上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を制限しています。ただし、上場会社等の監査業務から完全に離れることは、かえって品質管理能力の低下につながると考えられるため、監査業務との兼務を認める場合がありますが、当該監査業務に関しては、関与のない他の社員が品質管理を行うこととしています。

また、監査業務を行う上で情報機器の利用や情報管理は必要不可欠であるため、情報管理担当も品質管理のカテゴリーに含めています。

iv 法人管理

財務局や日本公認会計士協会への各種書類の作成・提出、登記等の手続、社員会の準備、議事録作成等々、様々な業務を行います。品質管理業務とも関連するため、品質管理担当責任者が兼務しています。

v 研修

法人内研修を計画・実施し、全専門要員のCPD（継続的専門能力開発）制度における単位の履修状況のモニタリングを行います。法人内研修の内容は社員会で決定します。品質管理と密接に関連する業務のため、品質管理担当社員が兼務しています。

vi 学校法人業務

当監査法人の特徴のひとつに学校法人監査業務があります。専門性の高い業務であるため、日本公認会計士協会で委員会活動に関与している社員が担当します。

vii 業務開発

当監査法人では監査業務受嘱について積極的な働きかけは行っていませんが、外部から新規受嘱の紹介等があった場合に情報を整理し、社員会に諮るための担当を置いています。法人全体の方針にも関わるため、統括代表社員が関与することとしています。

viii 電子調書プロジェクト

当監査法人では紙媒体で監査調書を作成していますが、同時に電子調書への移行作業を行っています。電子調書システムは導入済みであり、これを支障なく運用するためのプロジェクトを進めています。

3. 人的基盤

(1) 人事に関する方針

日々変化する監査環境に対して、広く知見を有する人材の確保を基本方針としています。監査品質の向上やIT分野に対する指導的役割を果たせる人材を社員として採用しており、中長期的に当監査法人の経営を担っていける人材を確保する方針です。今後もこの方針に沿って拡充を図りたいと考えています。

(2) 教育、人材育成に関する方針

当監査法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるための研修の実施、監査チーム内のより経験を積んだ他のメンバーなど、専門職員などによる指導、独立性に関する教育などを行っています。

また、当監査法人では、すべての社員及び使用人その他の従事者に対して継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝えており、日本公認会計士協会のCPD（継続的専門能力開発）制度で必要な単位数を履修しなければならないこととしています。法人内の定期的な研修会は年間3日間開催し、当監査法人の品質管理等の研修を実施するとともに、各専門要員の履修状況に関して年度を通じたモニタリングを行い、3月末までに全員が履修義務を達成できるように必要な注意喚起を行っています。

① 研修

専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、すべての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供しています。

② 研修の種類（定期的な研修、協会の指定研修、OJT）

定期的な研修としては、毎年夏季（9月）2日間、冬季（2月）1日間にわたる監査法人主催の研修会を開催しています。また、全専門要員を対象にeラーニングにおける必須受講項目を定めています。さらに、必要に応じ監査現場において、経験を積んだ専門職員によりOJTを実施しています。

③ 外部研修の講師受託など

必要に応じ外部団体からの研修講師派遣の要請に応じています。

④ 研修実施状況（実績）

令和6年9月2日（月）

「双葉監査法人の品質管理」「双葉監査法人の経営理念と行動指針」「【冬季全国研修会】公認会計士に求められるマネー・ロンダリング等対策～改正犯罪収益移転防止法を踏まえて～」DVD「電子調書システムの導入について」

令和6年9月3日（火）

「私学法改正の最新動向」「不正事例の検討」「令和6年度税制改正等」

令和7年2月19日（水）

「双葉監査法人の品質管理 続編」「電子調書システムの導入 2」「私学法改正の最新動向」「個別事案審査制度における「懲戒処分の量定に関する考え方について（量定ガイドライン）」の解説」DVD視聴

(3) 兼業についての考え方

会計専門家である公認会計士及び税理士として多くの経験を積むことは、監査業務においても大変有益と考えていますが、業務の多様性について当監査法人の業務では限界があります。当監査法人では、監査業務以外でも幅広く会計・税務分野の知識を獲得することを期待し、独立性を確保した上で、監査業務に支障のない範囲で兼業を認めています。

4. IT基盤

(1) 情報セキュリティ対策

当監査法人では、監査業務の品質を確保するため、事務所における情報管理・セキュリティ・設備運用に関する方針を定め、以下のとおりに遵守しています。

法人内規程に基づき、情報セキュリティ、データ管理、IT機器運用に関するルールを整備し、規程は定期的に見直し、最新の法令・監査基準・セキュリティ要件に適合させています。

全専門要員に対し、情報セキュリティポリシーの周知徹底をメールマガジン及び研修会を透して実施しています。

業務用PCは法人より貸与し、個人所有端末での監査業務は禁止しています。また、監査業務におけるデータは法人指定のストレージに保存し、クラウド利用は法人承認済みサービスのみとしています。さらに、データレスクライアントを採用し、PC内のデータをクラウドへ自動アップロードし、データが手元に残らないようにしています。

全PCに法人指定のウィルス対策ソフトを導入し、自動更新を設定しています。

(2) ITの活用

当監査法人では、監査業務を効率的に行い、本質的な監査リスクに対応する時間を十分とれるようすることが重要と考え、人的投資とともにIT基盤への投資を積極的に行っていきます。

社員を含めた全専門要員には、同一機種のパソコンとスマートフォンを貸与し、監査に関するデータはクラウドシステムで共有しています。

現在、紙媒体の監査調書から電子調書への移行を準備中ですが、各監査現場での通信環境や電子調書システムの利便性についての評価を行い、監査実務に混乱をきたすことのないよう、十分に体制を整えた上で数年中に移行を完了することを予定しています。

5. 財務基盤

(1) 財務基盤の状況

安定的な財務基盤を確保して、財務的な変動に左右されないことは監査法人経営において重要なことと認識しています。

当監査法人では、上場会社以外の監査対象会社等の報酬割合が高く、各会社等の報酬の偏りが比較的少ないため、財務基盤安定の要因の一つとなっています。

	2024年6月期	2025年6月期
売上高	157,309千円	160,866千円
(内訳)		
監査証明業務	156,209千円	159,866千円
非監査証明業務	1,100千円	1,000千円
総資産	165,700千円	167,351千円
純資産	130,984千円	129,100千円
自己資本比率	79.0%	77.1%

(2) 報酬依存度に関する考え方

法人内規程である【品質管理規程】及び【「報酬依存度に関する具体的な判断基準及びセーフガード」に関する指針】において、特定の被監査会社に対する報酬依存度が5年連続して30%（被監査会社が大手会社等である場合には2年連続して15%）を超える又は超える可能性が高い場合、阻害要因の重要性の程度を評価して、必要に応じて、独立した公認会計士（ないし監査法人）を選任する等を行って、セーフガードを適用して、阻害要因を除去し、又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減することとしています。

なお、過去5年間において、上記判断基準に抵触する事実はありませんでした。

6. 国際対応基盤、その他

当監査法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてのグループ経営を行っていません。現状では、重要な海外子会社が対象となる被監査会社等はありません。当監査法人は、国際対応が必要な監査業務は行わない方針です。



7. AQI (監査品質の指標 Audit Quality Indicator)

名称	関連項目	AQI	計算式	内容
品質管理担当責任者専担時間割合	品質管理基盤	53%	品質管理業務従事時間 ÷ 年間稼働時間	品質管理担当責任者が品質管理業務に従事した時間数の年間稼働時間数に対する割合です。年間稼働時間の過半を品質管理業務に充てています。
独立性アンケート回答率	品質管理基盤	100%	回答件数 ÷ 対象者※数 ※社員・非常勤専門要員・職員・INE*	2024年7月実施の利害関係調査における回答率です。社員、非常勤専門要員、職員、INE*を含めた全員が回答を行っています。
社員会社員出席率	組織・ガバナンス基盤	100%	社員会出席社員延人数 ÷ (開催回数×社員数※) ※退職社員調整後	社員会における社員の出席割合です。全社員がすべての社員会に出席して、法人の意思決定に参加しています。
定時社員会INE出席率	組織・ガバナンス基盤	100%	社員会INE*出席回数 ÷ 定時社員会開催回数	定時社員会開催回数に対するINE*の出席回数の割合です。当日招集の臨時社員会の開催が1回あり、出席が叶いませんでしたが、定時社員会にはすべて出席があり、助言や提言を受けています。
専門要員平均監査経験年数	人的基盤	22年	全専門要員の監査経験年数合計 ÷ 専門要員人数	社員、非常勤専門要員を含めた全専門要員の公認会計士としての監査実務経験年数の平均です。当監査法人では、他法人で実務経験の豊富な人材を主に採用しているため、監査の経験年数が高くなります。
非常勤専門要員平均継続関与年数	人的基盤	9年	各非常勤専門要員の継続関与年数合計 ÷ 人数	当監査法人の非常勤専門要員が当監査法人の監査業務に継続して関与した年数の平均です。非常勤専門要員の定着度合が高いことから、安定した監査業務を実施することが可能となっているものと考えています。
法人内集合研修参加率	人的基盤	夏季 90% 冬季 82%	延べ参加者数 ÷ 延べ受講対象者数	当監査法人主催の研修会では、当監査法人の品質管理に係る内容及び監査業務に必要と思われる複雑な内容を取り入れています。品質管理とも密接に関連しますので、研修参加率を高水準に保つことは重要であると考えています。通常、夏季研修は9月、冬季研修は2月を開催しています。
CPD平均履修時間	人的基盤	58単位	CPD履修単位合計 ÷ 履修義務者数	CPD制度は、公認会計士がその資質を維持し、能力を向上させるために必要な研修制度であるため、履修単位を高水準に保つことは、監査業務の品質向上に寄与するものと考えています。年間義務単位数は40単位になります。
報酬依存度	財務基盤	10%	最上位の関与先別売上高 ÷ 売上高	年間売上高のうち最上位の関与先に対する割合を示しており、現状で報酬依存度の基準に抵触する監査業務はありません。

* INE:独立性を有する第三者

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人が果たすべき役割

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針		適用	対応に関する説明
1-1.	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Comply	品質管理は、資本市場の健全な維持・発展のために重要な社会的基盤の一つである監査制度の社会的信頼性を確保するための大前提として、当監査法人にとっての最重要課題と認識しており、監査品質の維持・向上を目指して継続的な改善を図っています。当監査法人では、メールマガジン「Futaba通信」を通じて、トップメッセージを発信しています。詳細は、 本文Ⅱ 1. (2) をご参照ください。
1-2.	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Comply	当監査法人では経営理念、行動指針を共有することにより、監査品質の重要性を認識するとともに、社員会、研修等をとおして持続的に品質管理の向上を図ることを周知徹底しています。詳細は、 本文Ⅰ 1. をご参照ください。
1-3.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Comply	当監査法人にとって、顧客、人材等の経営基盤と監査の品質は車の両輪です。どちらが欠けても監査法人経営は成り立ちません。監査の品質向上は監査法人において必須の事項です。社会的基盤たる監査制度において、監査の品質向上に向けた取り組みは常に継続していくことが必要であると強く認識しています。詳細は、 本文Ⅱ 1. (2)⑤ 及び 3. (1) をご参照ください。
1-4.	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Comply	当監査法人では社員会、法人内研修会等において制度改革、経済情勢など監査品質に関連する項目のみならず、品質管理に関するテーマについて積極的に議論しています。また、メールマガジンを発行して全構成員において情報共有を図っています。詳細は、 本文Ⅱ 1. (2)⑤ 及び 2. (1)② をご参照ください。
1-5.	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	Comply	非監査業務は、財務調査業務、短期調査業務、監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務を除いて実質的には受嘱しないこととしています。詳細は、 本文Ⅱ 1. (3)④ をご参照ください。また、会計専門家である公認会計士及び税理士として多くの経験を積むことは監査業務においても大変有益と考えています。一方、業務の多様性については当監査法人では限界があります。そこで、当監査法人では監査業務以外でも幅広く会計・税務分野の知識を獲得することを期待し、独立性を確保した上で監査業務に支障のない範囲で兼業を認めています。
1-6.	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	N/A	当監査法人はグローバルネットワークには加盟していません。



組織体制

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針		適用	対応に関する説明
2-1.	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Comply	経営機関として社員会を設けています。全社員で構成される社員会は監査法人の最高意思決定機関であり、社員会での議論を経て組織運営を行っています。詳細は、 本文Ⅱ1. (2)及び2. (1) をご参照ください。
2-2.	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	Comply	<p>監査のリスクは、監査対象会社のその時々の状況によって変化します。当監査法人では、これらの監査上のリスクに適切に対処することが資本市場の期待に応えることだと認識し、会社の置かれた状況に重要な変化があれば、臨時社員会を適宜開催し、様々な観点から議論を行い、監査手続のみならず、監査契約の在り方も含めた慎重な判断を行っています。詳細は、本文Ⅱ1. (2)をご参照ください。</p> <p>当監査法人の社員会は、決定事項を各専門要員に一方的に伝達するのみでなく、社員を通じて各専門要員の意見をフィードバックして検討する場もあります。詳細は、本文Ⅱ2. (1)をご参照ください。</p> <p>また、法人主催の集合研修を夏季及び冬季の年2回開催し、日本公認会計士協会が主催する研修で受講が必要と考えられる研修受講を指定、推奨しています。詳細は、本文Ⅱ3. (2)をご参照ください。</p> <p>さらに、所定の評価方法に基づき、社員、非常勤専門要員とともに年1回の人事考課を実施しています。</p> <p>当監査法人では、紙媒体で監査調書を作成していますが、同時に電子調書への移行作業を行っています。電子調書システムは導入済みであり、これを支障なく運用するためのプロジェクトを進めています。詳細は、本文Ⅱ2. (2)をご参照ください。</p>
2-3.	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Comply	監査法人は公認会計士の集団であり、当監査法人では監査経験の豊富な人材を専門要員として採用しているため、社員登用に際して監査業務に精通していることは当然の前提となります。その中から、監査現場における状況などから、監査法人の経営の一翼を担うことができると社員が認めた人材を推薦し、社員として選任しています。詳細は、 本文Ⅱ3. (1) をご参照ください。

組織体制

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	適用	対応に関する説明
3-1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Comply	当監査法人では監督・評価機関を設けていませんが、経営機能の実効性を監督・評価する機能として、独立性を有する第三者を選任しています。当該第三者の役割は、毎月開催される社員会に出席し、監査法人外部からの視点による助言や評価を行うこととされおり、経営機能の実効性の発揮を支援する機能が確保されていると考えられます。詳細は、 本文Ⅱ.2.(1)③ をご参照ください。
3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Comply	独立性を有する第三者の知見の活用、期待する役割、独立性に関する考え方については、 本文Ⅱ.2.(1)③ をご参照ください。
<p>3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	Comply	独立性を有する第三者について期待される業務とその役割については、 本文Ⅱ.2.(1)③iii をご参照ください。
3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Comply	独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境整備については、 本文Ⅱ.2.(1)③iv をご参照ください。

業務運営

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		適用	対応に関する説明
4-1.	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Comply	当監査法人は、社員と非常勤専門要員を合わせて30人程の規模であり、また、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしており、社員が頻繁に監査現場に往來しています。そのため、情報共有について、この特性を活かした全構成員による双方向かつ自由なコミュニケーションが可能です。詳細は、 本文Ⅱ 1. (2)⑤ をご参照ください。
4-2.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Comply	人材育成に係る方針について、当監査法人では、CPD制度で必須とされている不正リスク研修を法人主催の研修カリキュラムに組み込むなど配慮しています。詳細は、 本文Ⅱ 3. (2) をご参照ください。 人事管理・評価及び報酬に係る方針について、監査実施者の評価及び報酬等に関する方針及び手続を定め、それに従って監査判断の根拠、質疑応答の深度、リスク対応姿勢を評価項目に含め、監査実施者の評価を実施しています。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Comply	バランスの取れた人員配置について、各監査チームにおいて、経験年数・専門分野・業種知識のバランスを考慮した構成員配置を行います。詳細は、 本文Ⅱ 1. (6)② をご参照ください。 幅広い知見・経験の獲得機会について、非監査業務(IPOにおける財務調査や短期調査)へ参加し、監査判断に必要な多角的視点を獲得する機会を提供します。 幅広い知見・経験の評価について、監査業務に加え、非監査業務、IT・内部統制等の経験を考慮します。計画的な活用について、幅広い経験を有する構成員を重点的に、複雑な監査業務に配置し、最適な人材を配置します。詳細は、 本文Ⅱ 1. (6)② をご参照ください。 特にキャリア開発支援のための制度は提供していませんが、非常勤専門要員においては、独立性を確保した上で監査業務に支障のない範囲で兼業を認めることによって、専門性と幅広い経験を両立することのできる環境整備を図っています。詳細は、 本文Ⅱ 3. (3) をご参照ください。

業務運営

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	適用	対応に関する説明	
4-4.	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Comply	<p>経営陣との対話の強化について、被監査会社のCEO・CFO等の経営幹部との定期的な協議を実施し、重要な監査リスク、会計方針、経営判断に関する懸念事項を率直に共有します。監査役等との会合を適宜開催し、監査計画・進捗状況・リスク評価等について説明し、双方向のコミュニケーションを重視します。</p> <p>監査現場での十分な意見交換や議論について、現場レベルで、被監査会社の担当者と監査チームが適時かつ定期的に打合せを行い、会計処理の背景やリスク認識について、深度ある議論を行います。複雑な論点や重要な会計上の見積りについては、事前に議論の場を設定し、双方の理解を確認します。</p>
4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念するよう留意すべきである。	Comply	<p>通報制度の整備及び公表について、内部通報制度については、「内部通報規程」を設け、ホームページに「監査ホットライン」を設けています。詳細は、本文Ⅱ 1. (11)をご参照ください。</p> <p>また、前記の「内部通報規程」において、通報者に対して、通報したことを理由としていかなる不利益も課してはならない旨を定めています。</p>

透明性の確保

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針		適用	対応に関する説明
5-1.	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	Comply	<p>当監査法人では、公認会計士法施行規則第95条及び第96条の文書を当監査法人のホームページに掲載しています。また、これらの文書は、日本公認会計士協会のサイトでも公表しています。</p>
5-2.	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 監査法人における品質管理システムの状況 経営機関等の構成や役割 監督・評価機関等の構成や役割、独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 	Comply	<p>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、当監査法人及びその構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢については、本文I 1. 及びII 1. (2)をご参照ください。</p> <p>当監査法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針については、本文I 1. (1)及びII 1. (2)をご参照ください。</p> <p>当監査法人の中長期的に目指す姿については本文I 1.を、監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)については本文II 7.をそれぞれご参照ください。</p> <p>また、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報については、日本公認会計士協会の運営する「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」上でトップメッセージ動画を公開することとしています。</p> <p>当監査法人における品質管理システムの状況については本文II 1.をご参照ください。</p> <p>経営機関等の構成や役割については、本文II 1. (2)及びII 2. (2)をご参照ください。</p> <p>独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方については、本文II 2. ③をご参照ください。</p> <p>当監査法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応は本文II 1. (3)④をご参照ください。</p> <p>IT基盤の実装化に向けた対応状況については、本文II 4.をご参照ください。</p>

透明性の確保

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針		適用	対応に関する説明
5-2.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	Comply	<p>当監査法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針については、本文Ⅱ 3.をご参照ください。</p> <p>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤の確保状況については、本文Ⅱ 5.をご参照ください。</p> <p>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況については、本文Ⅱ 6.をご参照ください。</p> <p>監督・評価機関等を含め、当監査法人が行った監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、本文Ⅱ 1. (12)及び(13)をご参照ください。</p>
5-3.	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に關し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	N/A	当監査法人はグローバルネットワークには加盟していません。
5-4.	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Comply	当監査法人では、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に資する情報を提供する目的で日本公認会計士協会の運営する「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」上でトップメッセージ動画を公開することとしています。また、同動画を作成するに当たり、独立性を有する第三者の助言を活用しています。
5-5.	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Comply	実効性の定期的評価については、 本文Ⅱ 1. (12) をご参照ください。
5-6.	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Comply	組織的な運営の改善への活用状況については、 本文Ⅱ 2. (2)② i をご参照ください。



双葉監査法人
Futaba Audit Corporation

<https://www.futaba-audit.com/>

東京都新宿区新宿2-4-6
フォーシーズンビルアネックス



03-5944-0874



03-5944-0884



info@futaba-audit.com

